

災害時のこどもの居場所づくり・自治体向けチェックリスト【平時】

災害時のこどもの居場所づくり支援についての方針が明示されている。	
自治体で定める地域防災計画や避難所運営マニュアル、こども計画等に、災害時におけるこども支援のあり方についての記載がある。【手引き34ページ】	
災害時のこどもの居場所支援に関する窓口・責任者が決まり、明示されている。【手引き20、22、34、35ページ】	
こどもの個人情報の共有の範囲や方法等、災害時に起こり得る課題への対応方針を定めている。【手引き20、21、35ページ】	
災害時の体制や対応方針について明示したガイドラインを作成している。【手引き36ページ】	
災害時に利活用可能な資源の情報を収集し、リストアップができています。	
保育園・こども園が被災後早急に開所できる体制づくりができています。（人的・物的な資源の確保、有事の際の連絡体制の確認）【手引き35ページ】	
公民館・児童館・学童保育所等の、自治体が所有する各種施設の活用について、支援団体等への貸出しを含め、方針が示されている。【手引き12、36ページ】	
災害時に協力を得られるであろう民間資源（人員・場所・物資等）の情報を収集している。【手引き35ページ】	
災害時に必要となる専門知識を有するスタッフの確保等のため、地域内外で災害支援を行う団体の情報を収集している。【手引き12、36ページ】	
災害時に信頼できる支援団体の情報を持ち、リストアップができています。	
地域でこども支援に関わる団体の活動内容を把握するため、そうした団体との意見交換を実施したり、支援団体の活動の場に訪問する等の取組をしている。【手引き36ページ】	
各種団体の災害時支援の実績や、災害時に提供できる支援の内容について情報の提供を受けている。【手引き22ページ】	
災害時の対応について、地元のこども支援団体や大学、専門学校等と協定を結んでいる。【手引き35ページ】	
災害時にこども支援を行う団体のネットワークを組織し、自治体担当者が参加できる体制をとっている。【手引き36ページ】	
自治体職員や民間団体職員等が学ぶことのできる、研修等の機会を設けている。	
こどもの権利に関する知識を学ぶ機会を設けている。【手引き15、16、40ページ】	
被災体験がこどもに与える影響についての知識を学ぶ機会を設けている。【手引き6、7、8、17、18、40ページ】	
災害時のこどもの居場所づくりと運営の方法について学ぶ機会を設けている。【手引き19、20、21、40ページ】	

災害時のこどもの居場所づくり・支援団体向けチェックリスト【平時・手引き37ページ】

災害時に各種団体が協力できる体制がつくられている		
	平時から、地域でこども・若者支援を行う団体同士のネットワークを組織する等し、民間団体同士、及び行政と情報共有できる仕組みをつくっている。	
	災害時に行政との窓口や調整機能を担う団体・個人を決めている。	
災害時の対応について、団体間の共通認識がつくられている		
	個人情報の共有の枠組みや、避難所等でのこどもの居場所づくりの連携体制について等、災害時に起こり得る課題について団体間で検討する機会がある。	
	災害時のこども・若者支援やこども・若者の居場所づくりに関する対応方針について、セーフガーディング指針や行動規範等のガイドラインを作成している。	
	災害時のこども・若者支援やこども・若者の居場所づくりに関する対応について、団体間で連携協定等が締結されている。	
	居場所支援に関連する備品の調達、準備、清掃、スタッフの食事、駐車場の手配、トラブルへの対応等、責任をもっておこなうための準備を整えている。	
各種資源を災害時に活用するための準備ができています。		
	緊急支援時の物資及び資金の使用に係る規定が整備されている。	
	災害時に提供可能な支援の内容をパッケージングして示している。	
災害時に対応できる人材の確保・育成を進めている。		
	災害時のこども・若者支援やこども・若者の居場所づくりに関する研修会や勉強会を実施している。	

災害時のこどもの居場所づくりに関するチェックリスト【発災時】

		行政(広域)	民間団体
発 災 直 後	情報共有・意見交換のための窓口を、行政側・民間団体側でそれぞれ一元化し、どこが窓口になっているかを確認する。		
	自治体や災害中間支援組織等が主催する情報共有会議に出席する等し、他の支援団体と連携・調整ができる体制がつくられている。		
	情報共有会議の中にこども支援部会が設置されている。		
	こども・若者に関わる個人情報の扱いについて等、課題となり得る内容についての行動規範を作成し、署名している。（できれば平時に作成しておくことが望ましい）		
	被災地の外から支援に入る団体の受け入れ窓口が明示されている。		
	各避難所に1か所ずつ、また避難所外にいるこども・若者のために適切な規模で、こども・若者が安全・安心に過ごせる居場所を設置運営する。（発災後2-3日以内を目安に）		
	既存のこども・若者の居場所（学校・保育園・幼稚園・こども園・学童保育所等）をなるべく早期に復旧する。		
中 長 期 的 な 対 応	こども・若者自身がSOSを発することができる仕組み（相談窓口や意見箱等）を設けている。		
	発災後の時間の経過に伴うこども・若者を取り巻く環境の変化を把握するため、こども・若者や保護者を対象としたモニタリング（聞き取り等）の機会を設けている。		
	仮設住宅への引っ越し等による環境の変化を踏まえ、支援から抜け落ちているこども・若者がいないか情報を収集している。		
	国・自治体による助成金や、中間支援組織による支援の枠組み等について、情報を収集し、民間団体同士で共有する仕組みがある。		
	助成金への申請が不慣れな団体等への支援として、申請書の書き方講座の実施や、相談窓口の設置等の取組を行っている。		
	地域復興計画等に対し、こども・若者が意見や希望を表明する機会（会議への参加、聞き取り、意見箱等）が設けられている。		
	報道機関の取材がこども・若者に十分配慮した方法・内容となるよう、対応を検討するための窓口・体制が設けられている。		

災害時のこどもの居場所【望ましい環境整備】

居場所の開始時期
・ 発災後2, 3日以内に居場所を確保することが望ましい。
居場所の設置場所
・ 各避難所に1か所ずつ設置すること。
・ 避難所外で生活するこども・若者も念頭に、バスによる送迎や、プレーカー等による移動式の居場所の提供も検討し、全てのこども・若者が居場所にアプローチできる環境整備を目指すこと。
居場所の空間デザイン
・ 発災前の「日常」に近いこども・若者の居場所になるよう、こども・若者が普段から使い慣れている場所の活用等の工夫をすることが望ましい。
・ 危険な場所等がある場合には、動線を示す等して安全を確保する。
・ 出入口はできるだけ一つにし、こども・若者の出入りを確認するとともに、不審者の立ち入りを防ぐ。
・ トイレや水道の場所、安全な経路等を確認し、こども・若者にわかりやすく掲示する。
・ 清潔に保つため、掃除のための衛生用品等を用意することが望ましい。
求められる役割
安全・安心な場の提供／遊びの場の提供／学習の場の提供／食事やおやつの提供./情報の提供
物資の提供／相談支援／こども・若者の主体的な活動の場の提供
必要な配慮
・ 親を亡くしたこどもや、家族と離れて暮らしているこどもへの配慮
・ アレルギー疾患のあるこどもへの配慮
・ 障がいを持つこどもや、外国語を母語とするこども等への配慮
・ 家族への支援や介入の必要性がうかがえるこどもや、支援が届きにくいこどもへの配慮